

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（1 / 4）

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口 の色
	転入届 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・前任所の市区町村で発行した転出証明書 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード ・特別永住者証明書、在留カード又は外国人登録証明書 ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） （代理人の場合は）委任状 	2・3	市民窓口課	オレンジ
	印鑑登録 <small>■本人が「官公庁発行の顔写真入り本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）」を持参して申請する場合以外は、登録に数日必要です。</small>	本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・日本国政府発行のパスポート等） （代理人の場合は）委任状及び代理人の印鑑 			
	転校手続（小学校） 転校手続（中学校）	区役所で発行する転入学通知書と転校前の学校で発行された在学証明書・教科用図書給与明細書と共に保護者の方が指定小・中学校へ持参して下さい。				
	国民健康保険 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・（代理人の場合は）委任状 	10	保険年金課	ピンク
	後期高齢者医療 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・前任所の市区町村が発行する後期高齢者医療負担区分等証明書 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・（代理人の場合は）委任状 			
	重度障害老人健康管理費 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・所得証明書（全項目証明） ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・受給者の銀行等の通帳 ・（代理人の場合は）印鑑・委任状 			
	国民年金（加入者） 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主	手続きは不要です。但し、海外から転入された場合は手続きが必要です。※年金手帳持参			
	国民年金（受給者） 転入した日から14日以内	本人	<p>「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。京都西年金事務所に確認してください。</p> <p><small>■届出書は区役所保険年金課（12番窓口）にあります。</small></p>		京都西年金事務所	
	老人医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・課税・所得証明書（全項目証明） ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） 	20	健康長寿推進課	緑
	介護保険 （65歳以上の方） 転入した日から14日以内	本人 又は 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証明書（要介護認定を受けている方のみ） ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 			
	肝炎治療費の公費負担 転入した日から14日以内	本人 又は代理人	<p>（代理人の場合は）委任状及び代理人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑（内容訂正時等に必要） <p><small>■京都府外からの転入の場合は、他に必要な書類がありますので、右記までお問合せください。</small></p>	24		

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（2/4）

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	被爆者健康手帳 転入した日から30日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者健康手帳 住民票 印鑑（内容訂正時に必要） （手当受給者は）手当証書 （手当受給者は）銀行等の通帳 	24	健康長寿推進課	緑
	飲食店等 （営業許可・届出） 理容所・美容所 クリーニング所 公衆浴場等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL：746-7209	80	医療衛生課	紫
	飼い犬登録変更	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録事項変更届 			
	ごみに関すること		右記までお問合せください。	60	エコまちステーション	

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

京都西年金事務所 TEL：323-1170 右京区西京極南大入町81（天神川五条上る一筋目西入）
 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 ※IP電話・PHSからは03-6700-1165

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	身体障害者手帳 療育手帳	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 該当する手帳 マイナンバー通知カード及び本人確認書類又はマイナンバーカード（対象者又は対象児分） 			
	精神障害者保健福祉手帳	本人				
	特別障害者手当 障害児福祉手当 転入した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバー通知カード及び本人確認書類又はマイナンバーカード（認定を受ける者、受給資格者、配偶者、扶養義務者分） 			
	重度心身障害者医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳（1・2級の方） 療育手帳（A判定の方） 健康保険被保険者証 マイナンバー通知カード及び本人確認書類又はマイナンバーカード（本人、配偶者及び扶養義務者分） 	50	障害保健福祉課	緑
	特別児童扶養手当 （受給者）	父母 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書 マイナンバー通知カード及び本人確認書類又はマイナンバーカード（請求者、配偶者、対象児童及び扶養義務者分） 受給者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの 			
	障害福祉サービス		右記までお問合せください。			
	その他 （心身障害者扶養共済）		右記までお問合せください。			
	自立支援医療費（精神通院） （更生医療）	本人	右記までお問合せください。			
	難病等の医療費の公費負担	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 医療受給者証 			

■京都市外からの転入の場合は、他に必要な書類がありますので、右記までお問い合わせください。

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（3/4）

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	児童手当 転出予定日から15日以内 請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。	父母 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の健康保険被保険者証等 請求者の個人番号確認書類 請求者名義の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） 世帯の状況により、他に必要な書類があります。 請求者が公務員の場合は、勤務先でお手続ください。ただし例外あり（勤務先でお尋ねください。）	51	52	子どもはぐくみ室 緑
	子ども医療 転入後速やかに	父母 又は代理人	子どもの健康保険被保険者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当 転入後速やかに	受給者	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書（あれば） 個人番号確認書類（世帯全員分） 受給者の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの 世帯の状況により、他に必要な書類があります。 市外から転入のひとり親の方で、前住所で手当の受給をされていない場合は、右記までお問い合わせください。	53		
	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	ひとり親家庭等の父又は母	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証（対象者全員分） 戸籍謄本 印鑑 個人番号確認書類（世帯全員分）又は、課税（所得）証明書（全項目証明） 世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	小児慢性特定疾患の医療費助成	保護者	右記までお問合せください。			
	自立支援医療費（育成医療）	保護者	右記までお問合せください。			
	新生児等訪問	保護者	右記までお問合せください。			
	妊婦健康診査受診券	本人	母子健康手帳、前住所での妊婦健康診査受診券			
	乳幼児健康診査 〔4歳以下の子どもがいる方〕	保護者	母子健康手帳			
	防災マップの受け取り 自治会・町内会の加入に関すること		右記までお問合せください。	地域力推進室		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123（同分室のみ郵送可）
〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（４／４）

軽自動車税事務所、
同事務所（分室）

現在、区役所内に市税の窓口はありませんので、税に関するお問合せは、区役所２階（西側）に設置しております税所属直通電話を御利用いただくか、以下の問合せ先に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	問合せ先
	原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原付に関する事	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の本人確認書類 ・前市町村発行の廃車証明書（再登録用） （代理人の場合は）委任状 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ・上記以外の書類が必要になることがあります。 詳細は右記までお問い合わせください。 </div>	軽自動車税 お問合せ電話 213- 5467

【軽自動車税事務所】 伏見区深草中川原町13番地の7 京都管理基地事務所2階
 【軽自動車税事務所（分室）】 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
 （TEL：213-5467）

※税所属直通電話の運用時間は8：45～17：00
 管理所属は行財政局税務部税制課（TEL：213-5200）